



# さがみはら都市経営指針

平成 25 年 6 月

相模原市



## 目次

1	さがみはら都市経営ビジョンの見直しに当たって	
(1)	これまでの取組	1
(2)	見直しの必要性と考え方	1
2	新・相模原市総合計画との関係	2
3	都市経営指針	
(1)	本市の都市経営	4
(2)	取組の方向性	4
(3)	期間	7
(4)	実行計画	7
4	推進に当たって	8
5	進行管理	9
	資料編	11
	用語解説	22

## 1 さがみはら都市経営ビジョンの見直しに当たって

### (1) これまでの取組

本市では、平成7年度に「相模原市行政改革大綱」を策定して以来、事務事業の見直しや経費節減、人員削減など、継続的に行政改革<sup>\*1</sup>を進め、一定の成果を挙げてきた。また、平成17年度には、それまでの行政改革を継承しつつ、ニュー・パブリック・マネジメント<sup>\*2</sup>の考え方も導入した「さがみはら都市経営ビジョン」を策定し、継続的・計画的な都市経営<sup>\*3</sup>に取り組んできた。

### (2) 見直しの必要性と考え方

平成20年のリーマンショック<sup>\*4</sup>に端を発する景気低迷の影響などにより、本市の歳入の根幹となる市税収入は減少し、歳出においては、扶助費<sup>\*5</sup>をはじめとする義務的経費<sup>\*6</sup>が増加している。今後も急速に進展する少子高齢化<sup>\*7</sup>、また、確実に訪れる昭和40年代から整備を進めた多くの公共施設<sup>\*8</sup>の更新により発生する費用負担などを考慮すると、中長期的には厳しい財政運営を強いられることが懸念される。

一方で、合併による市域の拡大<sup>\*9</sup>や政令指定都市移行<sup>\*10</sup>による行政区の設置<sup>\*11</sup>と移譲事務<sup>\*12</sup>、地方分権改革の推進等による権限の拡大<sup>\*13</sup>により、これまで以上に主体的・自立的な行財政運営が可能となっている。また、さがみ縦貫道路<sup>\*14</sup>などの整備により、本市のポテンシャル<sup>\*15</sup>が飛躍的に高まりつつある。さらには、相模総合補給廠の一部返還・共同使用<sup>\*16</sup>、長期的には、リニア中央新幹線の開通<sup>\*17</sup>が予定されているなど、本市は、一層の発展の可能性を秘めている。

加えて、東日本大震災<sup>\*18</sup>を経験したことにより、防災に対する意識及び都市間連携の重要性が高まってきている。

このように、厳しい財政状況が見込まれてはいるが、近い将来到来することが確実である超高齢社会<sup>\*19</sup>や、人口減少社会<sup>\*20</sup>に対応し、都市基盤の整備を着実に進めるなど、将来に向かって持続可能な都市経営を行わなければならない。

このため、これまでの取組に加え、市民<sup>\*21</sup>との協働を基本とした成長戦略<sup>\*22</sup>を持った都市経営を進め、歳出の削減と歳入の確保に取り組み、より強固な財政基盤を確立していく必要がある。また、こうした取組を進めることにより、新・相模原市総合計画<sup>\*23</sup>を着実に推進するとともに、首都圏南西部<sup>\*24</sup>における広域交流拠点都市としての役割と責任を果たしていく必要がある。

## さがみはら都市経営ビジョン

平成17年4月策定

### 外的環境の変化

- ❖ 厳しい経済不況
- ❖ 地方分権改革への対応
- ❖ 東日本大震災の影響

取組開始  
から8年

### 内的環境の変化

- ❖ 新・相模原市総合計画  
スタート
- ❖ 都市としての基本的枠組み  
の変化
- ❖ 政令指定都市としての求め  
られる役割

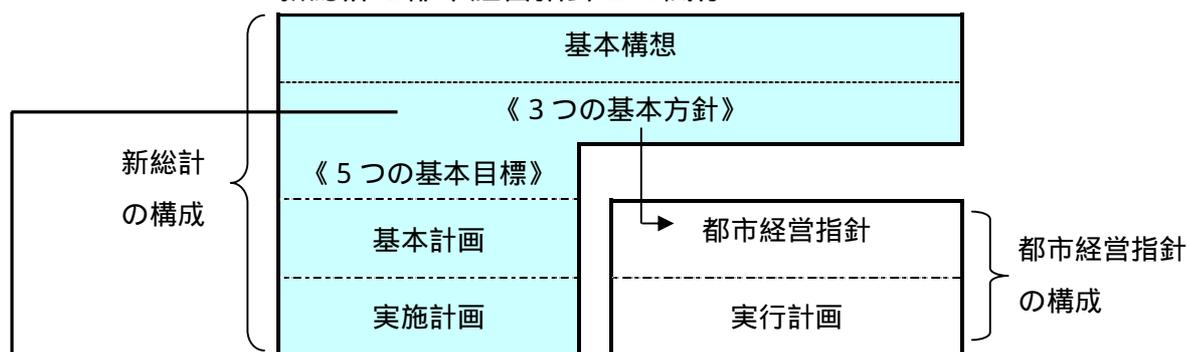
時代に即した都市経営を行うため都市経営ビジョンの見直しが必要

## 2 新・相模原市総合計画との関係

新・相模原市総合計画(以下「新総計」という。)の基本構想に定める都市像と基本目標の実現に向けた「3つの基本方針」を受け、「都市経営指針」及び「実行計画」を策定し、行財政改革を強く推し進めるとともに、新総計に位置付けた施策等を円滑に進めるため、全庁を挙げて取り組み、新総計を着実に推進するための下支えをする。

なお、都市経営指針は「3つの基本方針」を具体化するものとし、基本方針ごとに取組の方向性を定めるものである。

## 新総計と都市経営指針との関係



### 《新総計の3つの基本方針》

#### 【1】 協働によるまちづくり

市民主体のまちづくりを進めるためには、市民、自治会などの地域団体、NPOなどの市民活動団体、企業、学校や研究機関、行政など、まちづくりを担う各主体の間に堅固な信頼関係が結ばれることが必要です。

このため、皆で担う市民社会の実現に向けて、より多くの市民がまちづくりに対して関心を抱けるよう、市政に関する情報を積極的に公開し、情報の共有化を進めるとともに、各主体間で連携して実施する協働型事業の充実を図ります。

#### 【2】 市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化

市政に対する市民の満足度を高めるためには、市民のニーズや意見を的確に把握し、常に良質な行政サービスを提供することが重要であり、行政評価制度や財政基盤の強化に向けた取組が必要です。

このため、行政サービスに対する市民の満足度や行政評価結果を事務事業に反映させる仕組みづくり、行政サービスの民間開放などを進めるとともに、地域経済の活性化による税収増や、将来の世代の負担を考慮した計画的な市債発行など、歳入の確保と歳出の抑制に努めます。

#### 【3】 大都市にふさわしいまちづくり

人口70万を超えた本市が、より自立した都市として成長し、首都圏の均衡ある発展に寄与するためには、その規模にふさわしい役割と責任を果たすことが必要です。

このため、広域交流拠点都市としてのさらなる発展に向け、本市を含む近隣の各都市が様々な施策分野において交流と連携を深めるとともに、さがみ縦貫道路などの広域交通ネットワークや中心市街地などの集積された都市機能という本市の特性を生かしたまちづくりを進めます。

また、豊かなライフスタイルの創造と発信に向け、自然や環境と調和したなかで、地域の資源を生かしながら、物の豊かさに加え、心の豊かさも感じることが出来る質の高いライフスタイルを市民とともに創り出し、広く市外にも発信していく先進的なまちづくりを進めます。

### 3 都市経営指針

#### (1) 本市の都市経営

本市は、これまでの行政組織や事務事業の簡素・効率化を中心に取り組んできた行政改革を継承して策定した、都市経営ビジョンによる都市経営を進めているところであり、この理念を引き継ぎ、新総計に掲げた「協働によるまちづくり」、「市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化」、「大都市にふさわしいまちづくり」の3つの基本方針を着実かつ積極的に取り組むことにより、持続可能な都市を経営する。

#### (2) 取組の方向性

##### 基本方針【1】 皆が主役！ 信頼と理解で実るまち（協働によるまちづくり）

###### 協働の推進

協働による市民の力を生かし、創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、平成24年3月に「市民協働推進条例」<sup>\*25</sup>を制定し、多様化、複雑化している福祉、教育、環境など身近な公共の課題を解決することを目的として取り組む、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進する。

###### ア 協働の推進（協働のための環境づくり）

市民の自発的な活動を促進し、市民が主体のまちづくりを推進するための環境整備を進める。

###### イ 協働の推進（行政の活動範囲の明確化等）

行政の活動範囲の点検を積極的に行い、本来市民が担うべき分野については市民に委ねるなど、行政の活動範囲の明確化等を図る。

##### 基本方針【2】 皆が満足！ 知恵と挑戦で潤うまち

##### （市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化）

###### ア 積極的な歳入確保と徹底した事務事業の精査・効率化等

現下の厳しい経済情勢において、市税の収入は、大幅な増加を期待することができない状況である。一方の歳出面においても、少子高齢化の進行等に伴う扶助費などの義務的経費の増加が見込まれ、財政収支の均衡を継続することが難しくなっている。

いる。

また、平成22年4月に政令指定都市となり、神奈川県から1,114件の事務が移譲され、さらに、地方分権改革の進展により、施設の設置基準などの一部が条例に委任<sup>\*26</sup>された。これらの、権限の移譲等に伴い、本市が処理しなければならない事務が大幅に増えたが、その処理に当たっては限られた人員で対応してきた。

本市が将来に向かって持続的に発展を遂げるために、既存の枠を超え、知恵と工夫を凝らして、あらゆる角度から積極的に歳入の確保策を図るとともに、市民サービスの向上に留意しながら、限られた資源を有効に活用し、これまで以上に事務事業のスクラップ・アンド・ビルド<sup>\*27</sup>を意識し、事務事業執行上のムダを省き、効率的な執行に努める。

#### イ 民間活力の導入による市民サービス向上

平成19年3月に策定した「相模原市民間活力の活用に関する指針」<sup>\*28</sup>に基づき、公共サービス<sup>\*29</sup>の最適な担い手(実施主体)の見直しを進めてきたところであり、本年、これまでの指針の考え方を継承、発展させ、PPP(公民連携)<sup>\*30</sup>の活用指針を策定(策定中)した。行政が提供する公共サービスは、高齢者福祉や子育て支援などの分野等を中心に、その需要が拡大傾向にある。このような状況において、多様化、複雑化する市民ニーズに的確かつ持続的に対応していくために、民間の専門知識や経営資源を積極的に活用した市民サービスの向上を図る。

#### ウ 行政評価の推進

市では、都市経営ビジョンに基づき、施策や事務事業について成果主義の視点で行政評価を行っているところであり、新総計の進行管理とも連携を図って実施した。また、大規模事業<sup>\*31</sup>にあっては、事前評価も取り入れている。今後も、実効性のある行政評価を進めることにより、市民満足度<sup>\*32</sup>の向上に努める。

#### エ 組織等の効率化と職員の能力向上

地方分権改革が進められ、また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化などによる新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応することができるように、簡素で効率的な組織を構築する。また、市民の多様なニーズに応え先進的な施策を着実に展開していくため、職員一人一人の資質・能力の向上に努める。

#### オ ICT(情報通信技術)の活用の推進

市民に行政サービスを提供する上で、ICT<sup>\*33</sup>の活用は必要不可欠となっており、本市では、これまでも業務処理に当たって、多くの情報システムを導入してきた。今後は、単に事務を効率化するだけでなく、業務改革や政策課題を解決するための

有効な手段としてICTを活用する取組を進める。

#### カ 市役所業務における防災・減災の推進

大規模な災害が発生し、市の行政機能が低下する場合であっても、応急・復旧対応や継続の必要性の高い通常業務を円滑に実施できるよう、事前対策を進める。

#### キ 効果的な扶助事業の推進

より必要性の高い事業への財源の割り振り等を行うため、市単独事業の扶助費<sup>\*34</sup>等の見直しを行うとともに、生活保護受給者の就労等による自立支援に取り組み、効果的な扶助事業の推進を図る。

基本方針【3】 皆で拓く！ 希望と熱意で輝くまち（大都市にふさわしいまちづくり）

#### ア 成長戦略に基づく基盤整備

安定した財政基盤を確立するためには、多様な都市機能の集積や都市基盤の強化、周辺都市の交流と連携を図りながら都市の自立性を高め、人や企業に選ばれる都市づくりを進めることが必要であり、今後予定されている「さがみ縦貫道路」の開通や「リニア中央新幹線」の駅設置、「小田急多摩線」<sup>\*35</sup>の延伸など広域的な交通ネットワーク<sup>\*36</sup>の整備による新たなまちづくりの可能性が広がっていることから、これらの展望を踏まえ、中長期的な視野を持って都市基盤の整備、企業立地の促進等の産業政策を進める。

#### イ 他都市や近隣市町村との連携強化

本市が政令指定都市としての役割や責任を果たすため、首都圏に存する大都市として、様々な分野において他都市との連携を強化する。

#### ウ シティセールス<sup>\*37</sup>の推進

市民が本市に誇りを持ち、市外の人に魅力的な都市のイメージを定着させるために、本市が持つ様々な魅力の向上を図るとともに、市内外へ効果的に情報を発信し、都市ブランド<sup>\*38</sup>の構築につながる取組を展開する。

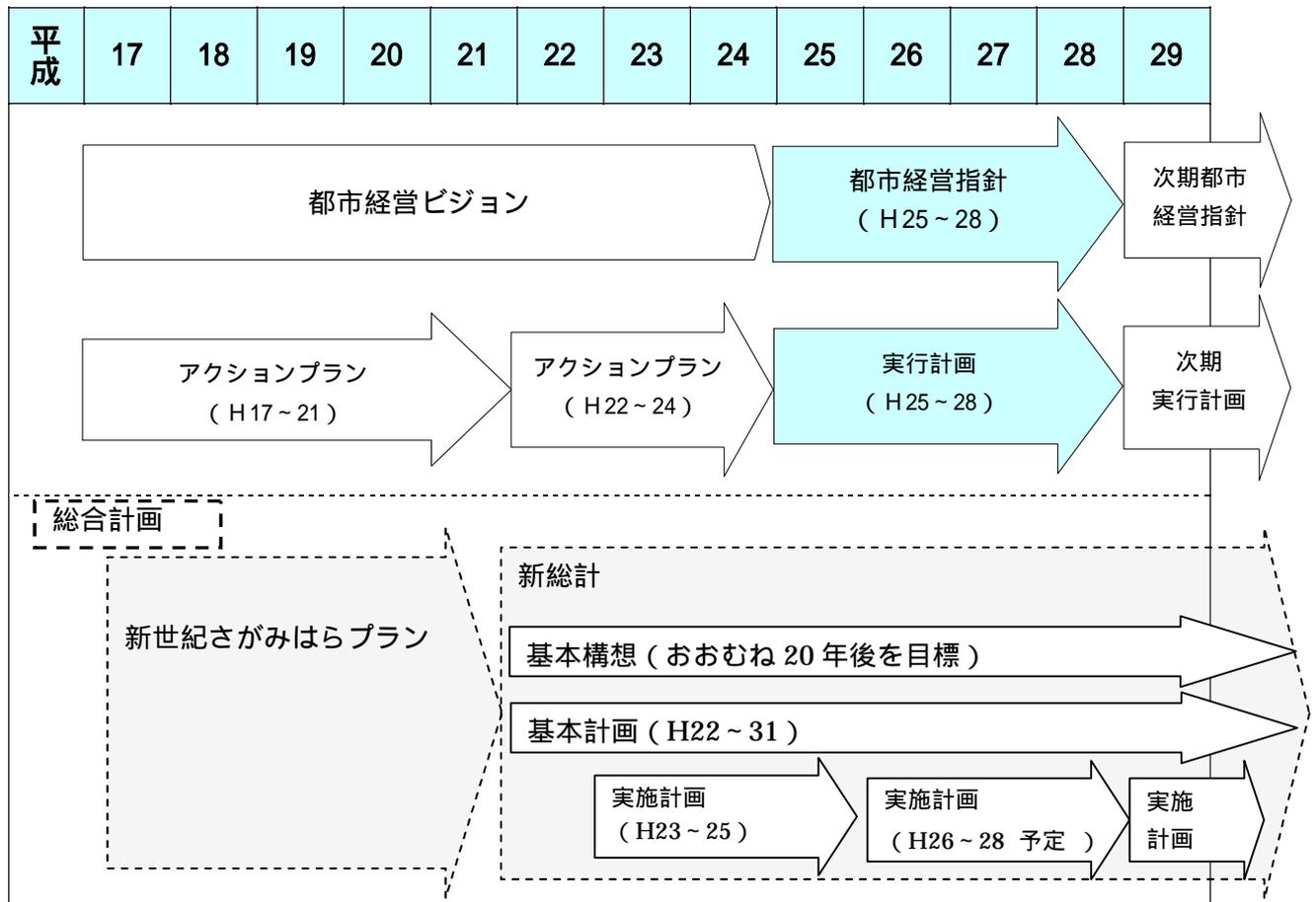
#### エ 区政の推進

政令指定都市移行に合わせ、市民協働による新たなまちづくりの仕組みを導入した本市では、区役所やまちづくりセンターが中心となって、市民との協働により、地域の特性を反映した地域の個性が光るまちづくりを進めている。

市民との協働の拠点である区役所の機能や区長の権限を充実させるなど、区政をより強固に推進していくことにより、市民がより主体的に地域のまちづくりに関わり、地域課題を解決していくことができる環境づくりを進める。

### (3) 期間

本指針は、平成25年度から平成28年度までを期間とする。



### (4) 実行計画

本指針の取組の方向性を具体化するため、本指針の期間を取組期間とする実行計画を策定する。

実行計画は、取組目標や成果を明らかにするとともに、徹底したPDCAマネジメントサイクル<sup>\*39</sup>を活用して推進する。

特に、基本方針【2】市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化の取組の方向性を具体化する取組については、可能な限り見込まれる効果額を目標額として設定し、これを次年度の財政見通しに反映することにより新総計の実施計画を着実に推進する。

## 4 推進に当たって

都市経営を推進するに当たって、次の言葉を合言葉として、職員一人一人が、実行計画に取り組む。

(1) 説明責任 **Accountability** (アカウントビリティー)

実行計画の推進に当たっては、市民の理解と協力が不可欠であり、市民と行政との相互理解を一層深めることが重要である。市民との信頼関係を深めるために最優先に行わなければならないことは、行政の諸活動について市民に説明する責務を果たすことである。

(2) 最善努力 **Best Effort** (ベスト エフォート)

最少の経費で最大の効果を挙げるため、組織全体が一丸となるとともに、職員一人一人が最善の努力を払って実行計画の実施に取り組む。

(3) コスト意識 **Cost Consciousness** (コスト コンシャスネス)

実行計画を実効あらしめ、効率的に実施するために、職員一人一人が経営的な視点に立ち、強いコスト意識を持った行財政運営を行う。

(4) 情報開示 **Disclosure** (ディスクロージャー)

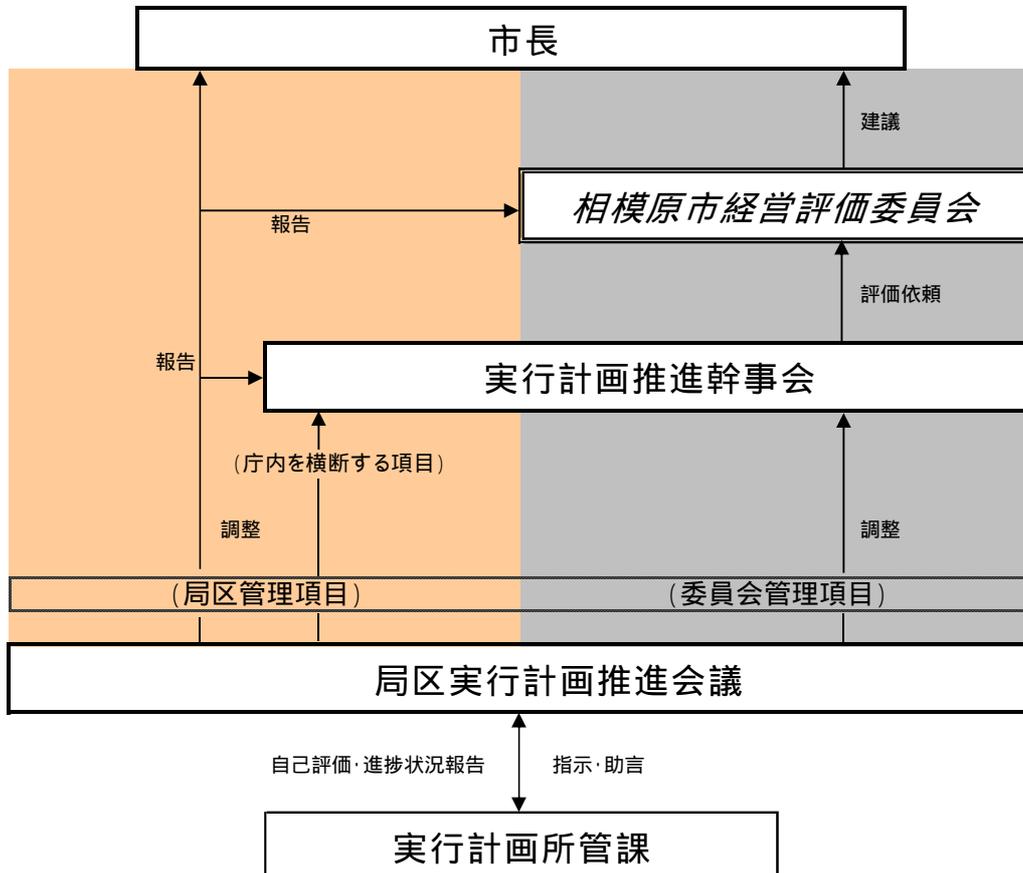
市民が行政の諸活動に参画、協働するためには、情報を共有することが前提条件であることから、市の活動内容や成果などについて積極的に情報を開示する。



## 5 進行管理

実行計画を着実に推進するため、次の推進体制により進行管理を行う。

推進体制イメージ



### 【内部組織】

組織名	役割
実行計画推進幹事会	「委員会管理項目」に対する調整・助言 庁内を横断する取組に対する調整 重要課題に対する調整・助言
局区実行計画推進会議	「局管理項目」の進行管理

### 【外部組織】（附属機関）

組織名	役割
相模原市経営評価委員会	「委員会管理項目」の進行管理 重要課題の集中審議

## 概念図

都市像「人・自然・産業が共生する 活力ある相模原」

実現

新・相模原市総合計画の着実な推進

皆が主役！  
信頼と理解で実るまち

皆が満足！  
知恵と挑戦で潤うまち

皆で拓く！  
希望と熱意で輝くまち

### 都市経営

《基本方針ごとの主な取組の方向性》

【1】皆が主役！ 信頼と理解で実るまち （協働によるまちづくり）

- ア 協働の推進（協働のための環境づくり）
- イ 協働の推進（行政の活動範囲の明確化等）

【2】皆が満足！ 知恵と挑戦で潤うまち

（市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化）

- ア 積極的な歳入確保と徹底した事務事業の精査・効率化等
- イ 民間活力の導入による市民サービス向上
- ウ 行政評価の推進
- エ 組織等の効率化と職員の能力向上
- オ ICT（情報通信技術）の活用の推進
- カ 市役所業務における防災・減災の推進
- キ 効果的な扶助事業の推進

【3】皆で拓く！ 希望と熱意で輝くまち

（大都市にふさわしいまちづくり）

- ア 成長戦略に基づく基盤整備
- イ 他都市や近隣市町村との連携強化
- ウ シティセールスの推進
- エ 区政の推進

## 資料編

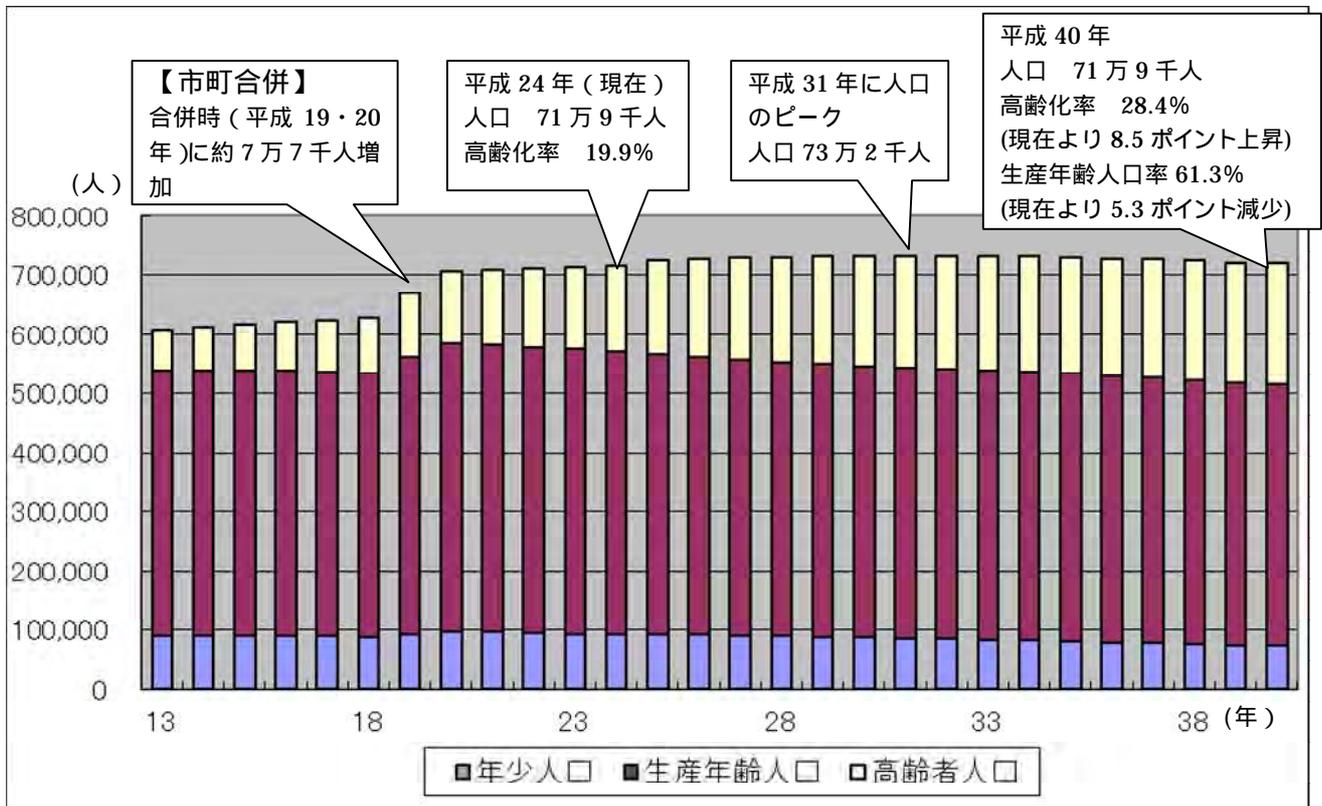
人口の推移と推計【資料 1】	1 2
国の完全失業率【資料 2】	1 3
被生活保護人員の推移【資料 3】	1 3
市税収入の推移【資料 4】	1 4
義務的経費の推移【資料 5】	1 4
扶助費の推移【資料 6】	1 5
義務的経費と投資的経費の推移【資料 7】	1 5
経常収支比率の推移【資料 8】	1 6
市債残高の推移【資料 9】	1 6
市町合併【資料 1 0】	1 7
政令指定都市への移行【資料 1 1】	1 7
新・相模原市総合計画の概要【資料 1 2】	1 8
地方分権改革等への対応【資料 1 3】	1 8
災害に対する意識のアンケート結果【資料 1 4】	1 9
これまでの行政改革等の取組【資料 1 5】	2 0
職員定数の推移【資料 1 6】	2 1
公共施設の更新・改修費用【資料 1 7】	2 1

本市の人口は、平成17年に約62万4千人だったものが、平成18年、19年の津久井4町との合併を経て70万人を超え、平成24年1月には約71万9千人にまで増加した。また、総人口に占める年少人口<sup>\*40</sup>の割合は平成17年に14.3%、高齢者人口<sup>\*41</sup>の割合は13.9%だったものが、平成24年1月には、年少人口の割合が12.9%、高齢者人口の割合が19.9%となり少子高齢化が着実に進行している。

人口の将来推計では、平成31年には約73万2千人で人口のピークを迎えると予測されており、その後、平成40年には現在の人口約71万9千人とほぼ同じになることが見込まれている。また、少子高齢化は、更に加速することが見込まれ、平成40年には年少人口の割合が10.3%（現在より2.6ポイント減）、生産年齢人口<sup>\*42</sup>の割合が61.3%（現在より5.3ポイント減）、高齢者人口の割合が28.4%（現在より8.5ポイント増）となることが予測されている。

人口の推移の年齢別は年齢不詳を除いている。

高齢者人口：65歳以上 生産年齢人口：15歳～64歳 年少人口：0～14歳

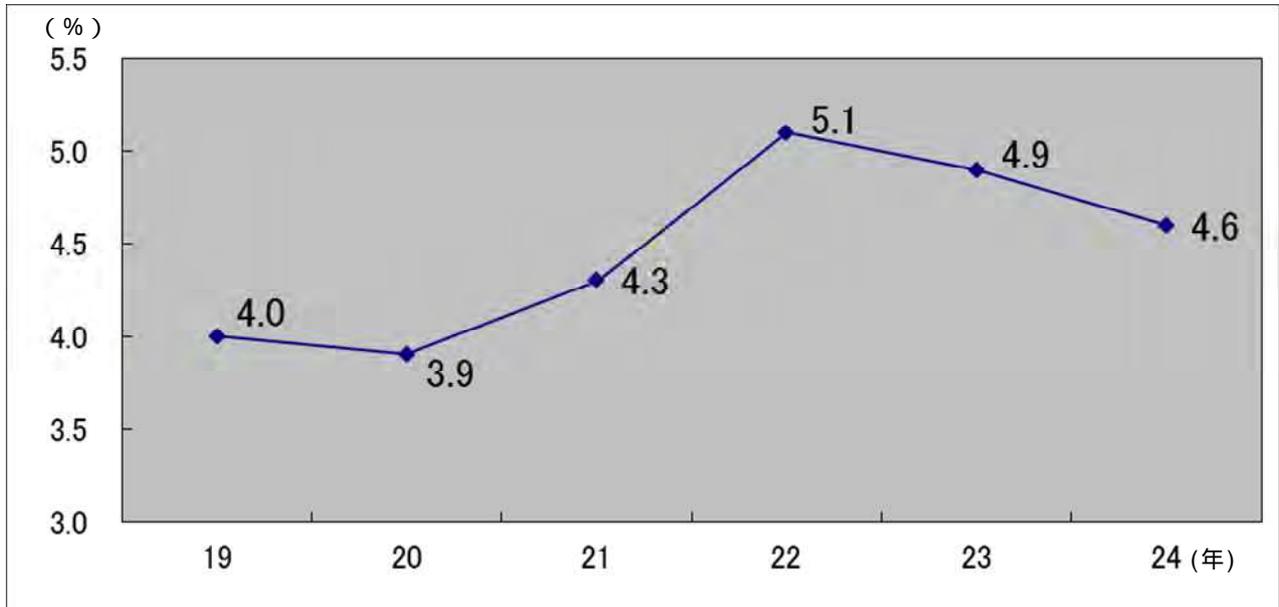


【出典：2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計】

## 国の完全失業率

【資料 2】

完全失業率<sup>\*43</sup>は、平成20年9月のリーマンショック前と後では、4%程度であったが、平成22年には5.1%まで上昇し、平成24年には4.6%とリーマンショック前の水準まで回復していない。

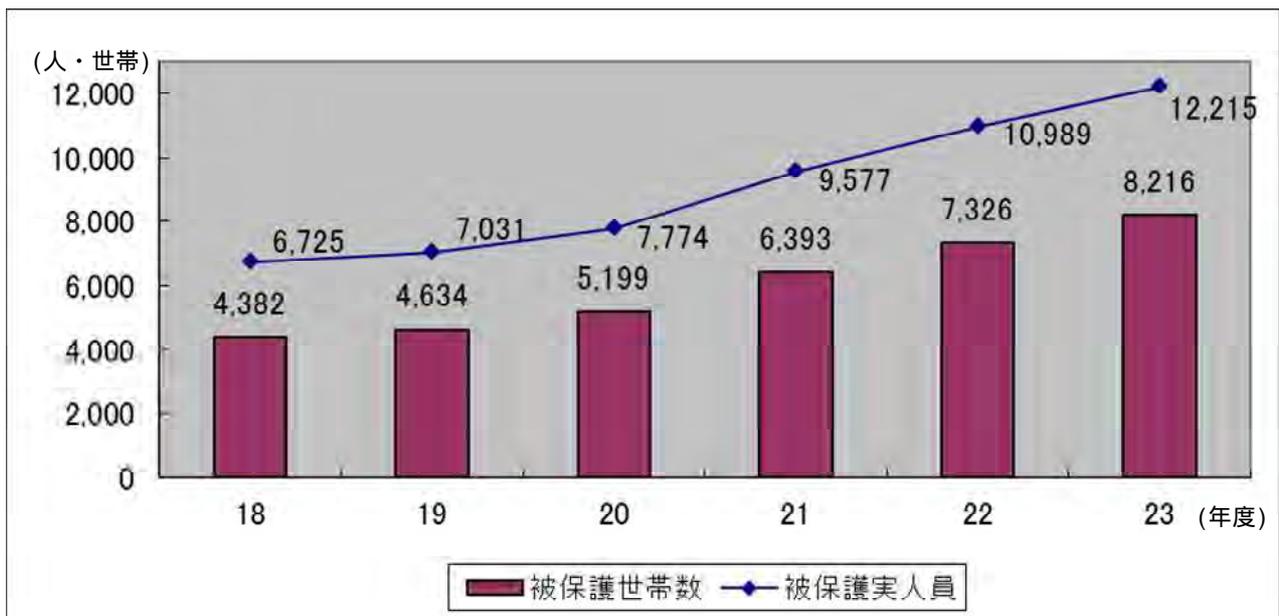


【出典：総務省「労働力調査」(各年1月現在)】

## 被生活保護人員の推移

【資料 3】

全国的に生活保護人員が急増する中、本市においてもその人員が急増しており、平成23年度は、平成18年度と比較して約2倍となっている。



【出典：相模原市統計書(各年度末現在)】

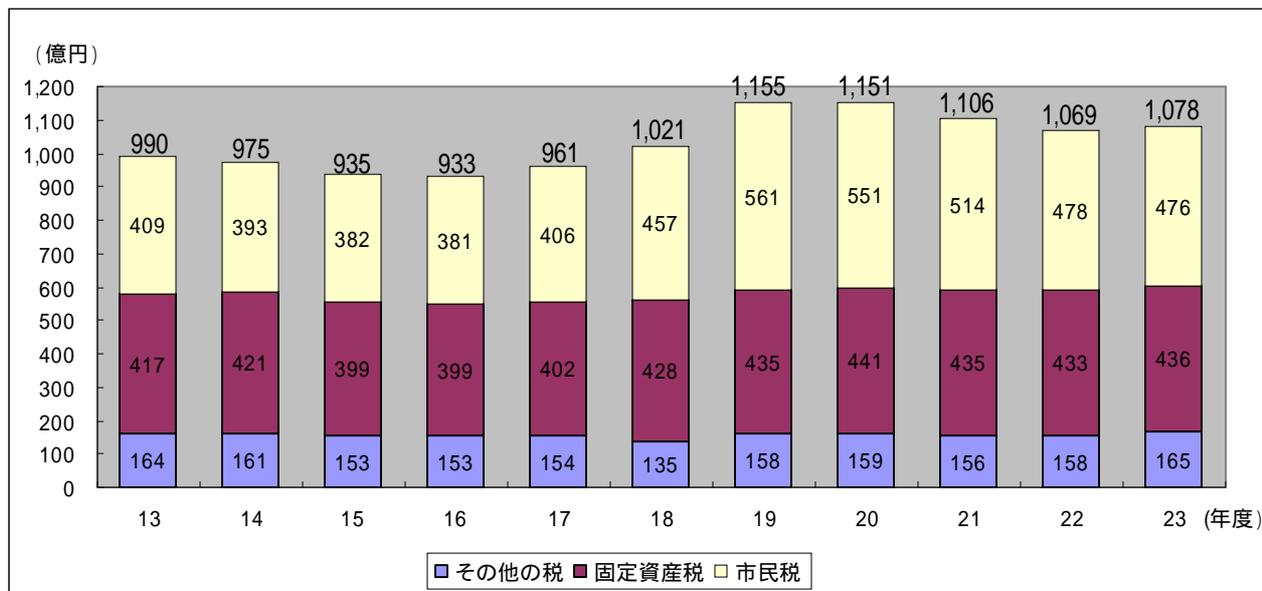
## 市税収入の推移

【資料4】

一般会計の歳入のうち、多くの割合を占めている市税収入は、市町合併や一時的な景気回復などにより、平成19年度には1,155億円まで増加した。

しかし、平成20年9月のリーマンショック後の景気低迷により、市民税が減少し、引き続き厳しい経済状況であることがうかがえる。

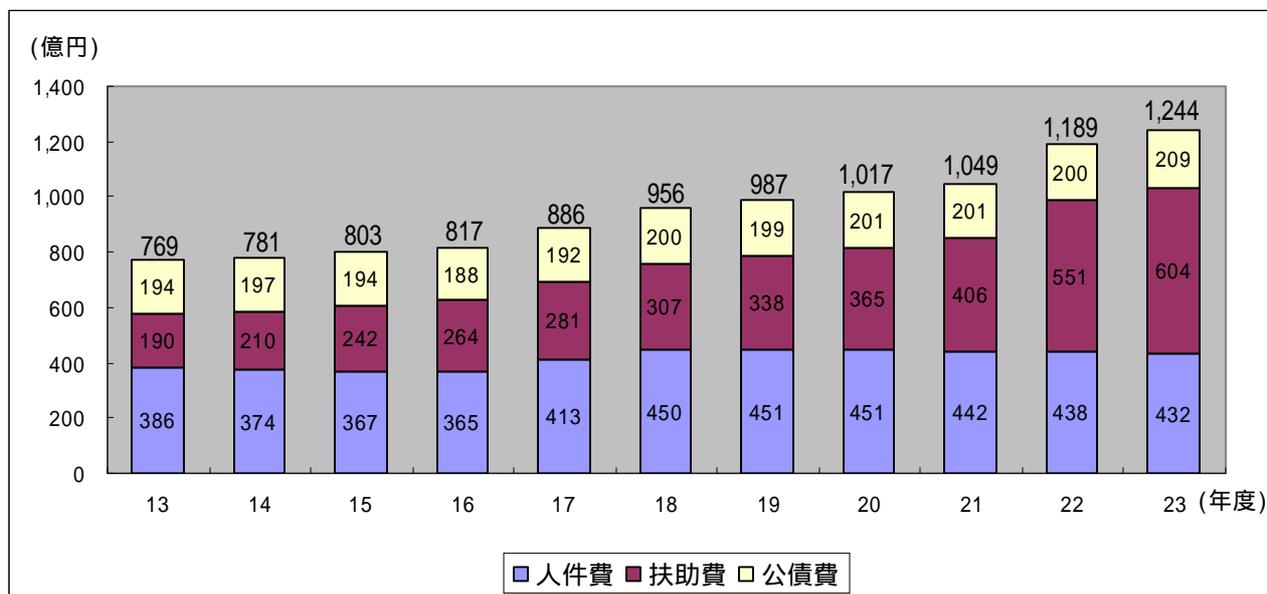
また、今後(平成28年度まで)も、大幅な景気回復が見込めないことや生産年齢人口の緩やかな減少もあり、ほぼ横ばいで推移することが予測される。



## 義務的経費の推移

【資料5】

歳出では義務的経費が増加しており、特に扶助費においては、ここ数年の平均が40億円程度の増加となっている。

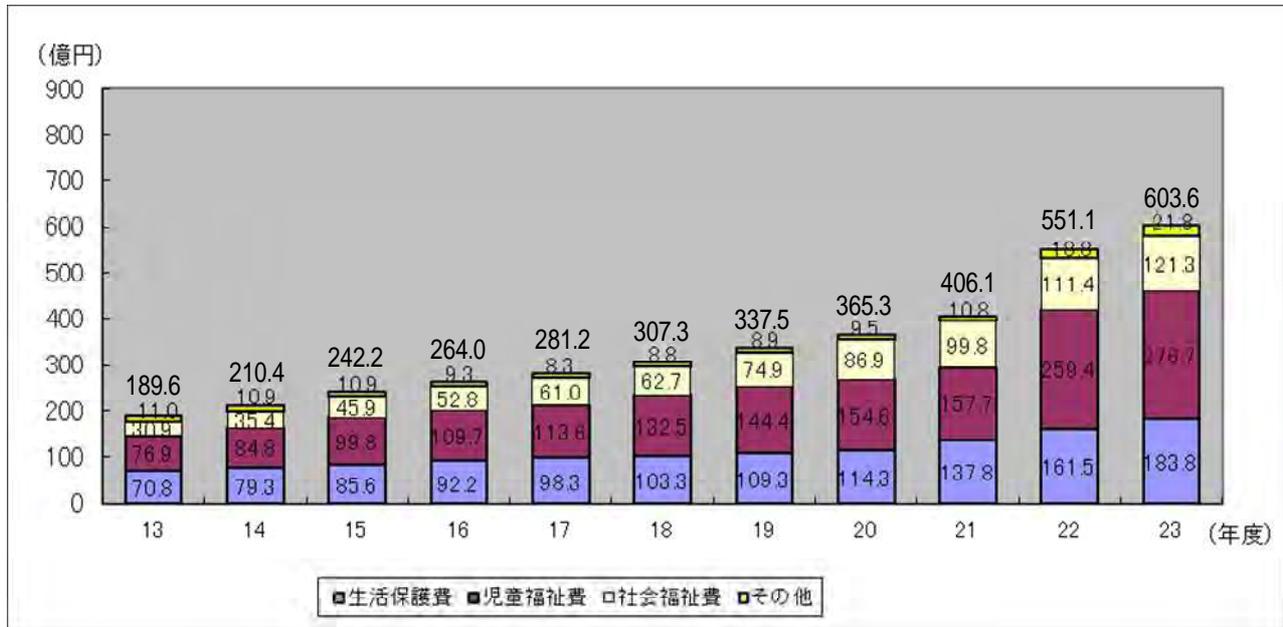


## 扶助費の推移

【資料6】

扶助費の内訳では、特に、生活保護費が厳しい経済不況を背景に著しい増加となっており、今後(平成28年度まで)も、大幅な景気回復が見込めないことや高齢社会の進展などにより、増加の一途をたどることが予測される。

平成22・23年度の児童福祉費の伸びは「子ども手当」によるものが大きい。



## 義務的経費と投資的経費の推移

【資料7】

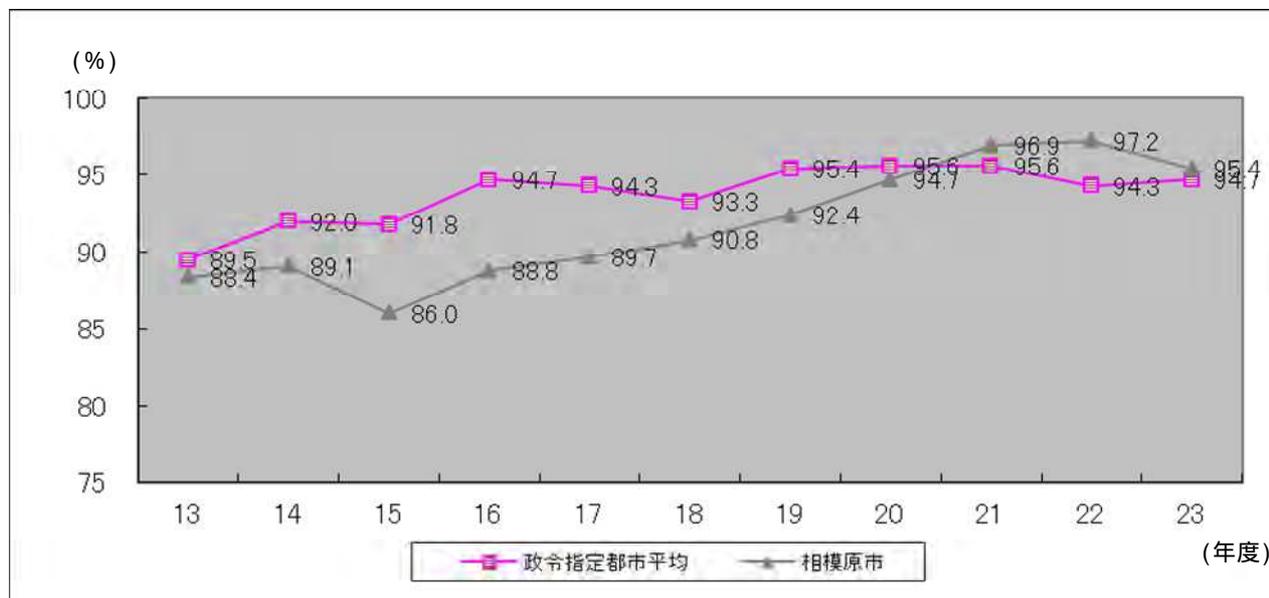
義務的経費は大幅に増加しているが、投資的経費<sup>\*44</sup>は増加と減少を繰り返しながら、微増となっている。



## 経常収支比率の推移

【資料 8】

市税収入の減少や義務的経費の増加により、本市の経常収支比率<sup>\*45</sup> は上昇傾向にあり、平成 17 年度までは 80% 台後半で推移していたが、平成 18 年度に 90% を超え、平成 21 年度には政令指定都市平均を超えるなど、財政の硬直化<sup>\*46</sup> が進んでいることがうかがえる。



## 市債残高の推移

【資料 9】

建設事業債<sup>\*47</sup> の推移は平成 13 年度から減少していたが、平成 21 年度から増加に転じ平成 23 年度には、1,357 億円まで増加している。また、臨時財政対策債<sup>\*48</sup> 等は、増加の一途をたどり平成 23 年度には 859 億円まで増加している。



本市は、平成18年3月20日に津久井町・相模湖町と、平成19年3月11日に城山町・藤野町と合併した。山間部など広大な面積を有していた旧4町との合併により、市の面積が大幅に増加し、新たな土地利用の可能性も広がった。

	合併前	合併後
市域の拡大	90.40 km <sup>2</sup>	328.84 km <sup>2</sup> (平成19年4月)
人口の変動	629,221人 (平成18年1月)	706,342人 (平成20年1月)

人口の変動には合併年度の自然増減、社会増減を含む。

政令指定都市への移行

県から移譲された事務 1,114件

《主な移譲事務》

- 児童相談所の設置
- 精神保健福祉センターの設置
- 区域区分に関する都市計画決定
- 国県道の管理
- 小中学校教職員の採用等

地方公共団体の主な役割分担の現状

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
<b>道府県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬取扱者(一部)の免許</li> <li>精神科病院の設置</li> <li>臨時の予防接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士、介護支援専門員の登録</li> <li>身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校学級編制基準、教職員定数の決定</li> <li>私立学校、市町村立高等学校の設置認可</li> <li>高等学校の設置管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種フロン類回収業者の登録</li> <li>公害健康被害の補償給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の指定</li> <li>市街地再開発事業の認可</li> <li>指定区間の1級河川、2級河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察(犯罪捜査、運転免許等)</li> </ul>
<b>指定都市</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の入院措置</li> <li>動物取扱業の登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県費負担教職員の任免、給与の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物用地下水の採取の認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域区分に関する都市計画決定</li> <li>指定区間外の国道、県道の管理</li> <li>指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理</li> </ul>	
<b>中核市</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の設置</li> <li>飲食店営業等の許可</li> <li>温泉の利用許可</li> <li>旅館業・公衆浴場の経営許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督</li> <li>介護サービス事業者の指定</li> <li>身体障害者手帳交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県費負担教職員の研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>ばい煙発生施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>	
<b>特例市</b>				<ul style="list-style-type: none"> <li>一般粉じん発生施設の設置の届出の受理</li> <li>汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>土地区画整理組合の設立の認可</li> </ul>	
<b>市町村</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村保健センターの設置</li> <li>健康増進事業の実施</li> <li>定期の予防接種の実施</li> <li>結核に係る健康診断</li> <li>埋葬、火葬の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所の設置・運営</li> <li>生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)</li> <li>養護老人ホームの設置・運営</li> <li>障害者自立支援給付</li> <li>介護保険事業</li> <li>国民健康保険事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の設置管理</li> <li>幼稚園の設置・運営</li> <li>県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の収集や処理</li> <li>騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道の整備・管理運営</li> <li>都市計画決定(上下水道等関係)</li> <li>都市計画決定(上下水道等以外)</li> <li>市町村道、橋梁の建設・管理</li> <li>準用河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防・救急活動</li> <li>災害の予防・警戒・防除等(その他)</li> <li>戸籍・住基</li> </ul>

【出典：総務省】

新・相模原市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成

基本構想	基本理念・都市像・基本目標 等 【計画期間】: おおむね20年後を目標
基本計画	重点プロジェクト・施策分野別の基本計画 等 【計画期間】: 平成22年度～平成31年度(10年間)
実施計画	基本計画を計画的に推進するための具体的な事業計画 【計画期間】: 平成23年度～25年度(3年間・前期実施計画)

## 地方分権改革等への対応

【資料13】

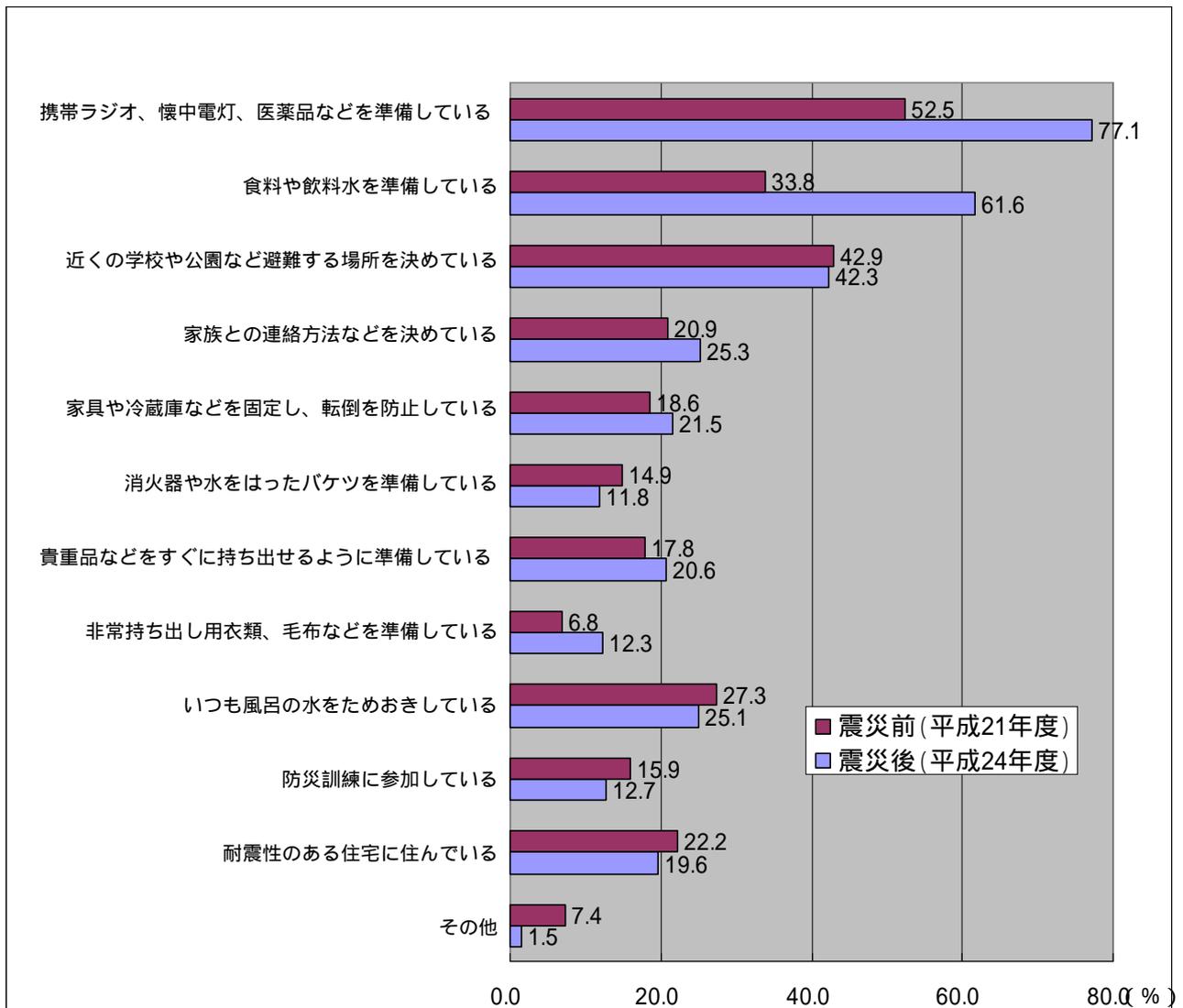
国の地方分権改革の一環として、平成23年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、全国統一的に法令で定められてきた施設の設置基準などの一部が条例に委任されたことや地方公共団体へ権限移譲がされたことにより、本市においても、行政サービスの向上につながるよう、市の実情に応じた条例制定に取り組んだ。

また、就労事業において、ハローワークと連携しながら就労対策を実施するなど、国と一体的な取組を進めている。

## 災害に対する意識のアンケート結果

【資料14】

東日本大震災発生前(平成21年度調査)と発生後(平成24年度調査)では、多くの項目で割合が高くなっており、市民の災害に対する意識が高くなっていることがうかがえる。



【出典：市民アンケート調査】

これまでの取組（主な取組の内容）

《相模原市行政改革大綱 平成8年度～平成10年度》

【取組効果額：34億4,721万円】

- ・ 使用料・手数料等の見直し
- ・ 公共工事コスト縮減対策
- ・ 国民健康保険税の改定

《新相模原市行政改革大綱 実施計画 平成11年度～平成13年度》

【取組効果額：73億6,308万円】

- ・ 組織、機構の整備
- ・ 歳入の確保対策（市税収納率の向上）
- ・ 事務経費の節減
- ・ 全期前納報奨金の見直し

《新相模原市行政改革大綱 第二次実施計画～さがみの風～ 平成14年度～平成16年度》

【取組効果額：53億8,445万円】

- ・ 下水道使用料の改定
- ・ 行政評価制度の充実
- ・ ごみ収集・運搬業務の見直し
- ・ 給食調理業務の委託
- ・ 手当等の縮減による人件費の抑制
- ・ 市税等歳入の確保対策
- ・ 老人医療費助成事業見直し
- ・ 公共下水道使用料賦課徴収事務見直し

《都市経営ビジョンアクションプラン（集中改革プラン） 平成17年度～平成21年度》

【取組効果額：75億9,202万円】

- ・ 公益法人等経営評価システムの確立と在り方等の見直し
- ・ 事務事業評価の改善
- ・ 指定管理者制度への移行
- ・ 公立保育所の民営化
- ・ 給与構造の改革等の推進
- ・ 企業立地の促進
- ・ 生活保護に係る自立支援プログラムの策定等
- ・ 保険税収納率の向上等
- ・ 医療費の適正化等
- ・ 国民健康保険税率の見直し

《都市経営ビジョンアクションプラン（改定版） 平成22年度～平成24年度》

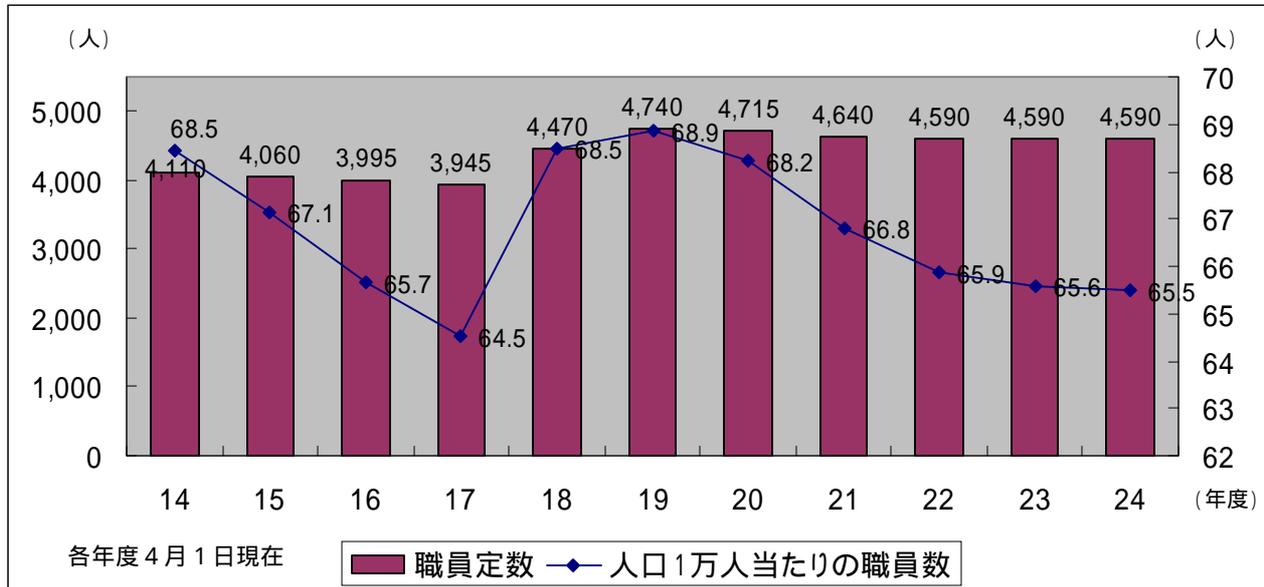
【取組効果額：11億6,646万円（平成22年度～平成23年度の2年分）】

- ・ 国民健康保険事業特別会計の健全化
- ・ 低未利用資産の活用

## 職員定数の推移

【資料16】

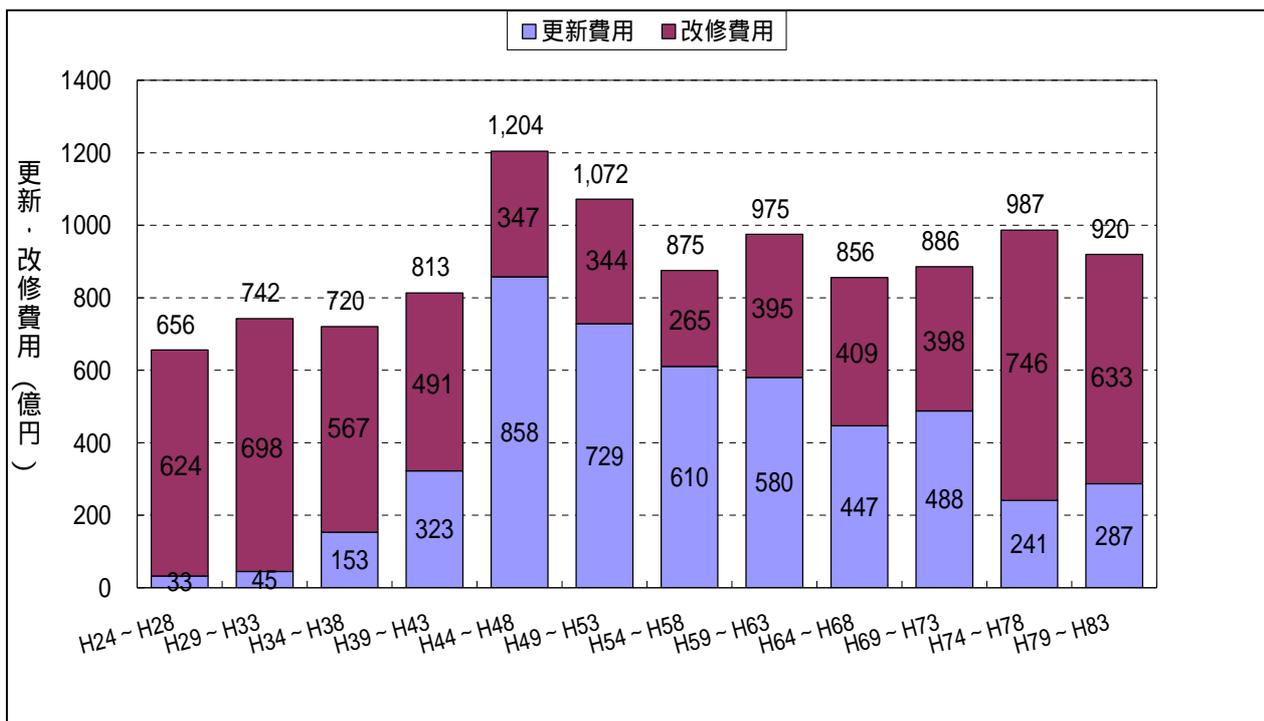
事務事業の見直し、民間委託、組織・機構の簡素合理化などの積極的な職員定数の削減を行ってきた。平成18・19年度の市町合併により増加したが、民間活力の導入などにより、減員を行いつつ、政令指定都市への移行に伴う事務量の増加にも対応している。



## 公共施設の更新・改修費用

【資料17】

公共施設の将来コスト(更新、修繕に要する費用)は、平成43年度頃までに大規模改修の実施時期が集中し、5年ごとに約650～810億円の更新・改修費用がかかることが予測される。また、平成44～53年度の大量更新時期には、10年間で約2,276億円程度の費用がかかる試算となっている。



【出典：相模原市公共施設白書】

## 用語解説

### \* 1 行政改革

行政において、組織の統廃合、事務の効率化、規制緩和などを目的とし、組織や運営を内外の変化に適応したものに換えること。行革。

### \* 2 ニュー・パブリック・マネジメント

民間の企業経営手法を応用した政府 / 行政部門の運営方法。その基本方針は、 予算の確保よりも事業の実施結果を重視する「成果主義」、 住民や企業を行政サービスの顧客とみなし、顧客満足を追求する「顧客主義」、 実施部分については民間委託や民営化によって市場メカニズムを積極的に導入する「市場主義」という三つが挙げられる。

### \* 3 都市経営

都市の構成員が皆で工夫を凝らして継続的・計画的に都市を営むこと。

### \* 4 リーマンショック

平成19年のサブプライムローン問題による資産価格の暴落を起因とした米国バブル崩壊を受け、米国大手銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した。これにより、アメリカ経済に対する不安の広がりから、世界的な金融危機へと連鎖し、結果、世界同時不況が起こった。

### \* 5 扶助費

地方公共団体が生活保護法など各種法令に基づき支出する費用及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助に要する費用。

### \* 6 義務的経費

職員の人件費、福祉・医療などの扶助費<sup>\*5</sup>、市債の返済金である公債費など支出が義務付けられ、任意に減らすことのできない経費。

市債...水道事業に要する経費、災害復旧事業費、道路整備や施設の建設など(地方財政法第5条に定められる場合に限る。) 市が単年度に多額の支出を必要とする場合に行う長期の借入れのこと。その年度だけの税収入等で建設費を賄うと、ほかの事業の実施に支障が出てしまうため、市債を発行して財源を確保している。また、道路など、長期間利用する施設については、長期にわたって返済していく市債を発行することで、世代間の負担を公平にしている。

## \* 7 少子高齢化

出生数の減少によって18歳未満の子どもの数が減少する少子化と医療の発展等によって平均寿命が延び、65歳以上の高齢者の数が増加する高齢化が同時に起こること。

今後、少子高齢社会が進展していくと、若年労働力の不足、老人医療費の増加など、様々な問題が起こる。

## \* 8 昭和40年代から整備を進めた多くの公共施設

本市の公共施設の多くは人口急増期の昭和40年代から昭和50年代前半に整備されたものであり、将来多額の更新・修繕費用が発生することが見込まれている。

【資料17参照】

## \* 9 合併による市域の拡大

平成18年3月20日に津久井町・相模湖町と、平成19年3月11日に城山町・藤野町と合併し、新「相模原市」が誕生した。合併により市の総面積が90.40km<sup>2</sup>から328.84km<sup>2</sup>に拡大した。

## \* 10 政令指定都市移行

本市は平成18年に津久井町・相模湖町と、翌19年に城山町・藤野町と合併し、人口70万人を超える大都市となったことをきっかけに、更に高度で専門的な行政サービスが行えるよう、平成22年4月1日に政令指定都市に移行した。

## \* 11 行政区の設置

地方自治法252条の20の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるために、政令指定都市に条例で設けられている区のこと。

相模原市は、平成22年4月1日の政令指定都市移行に伴い、緑区、中央区及び南区を設置した。

## \* 12 移譲事務

政令指定都市に移行したことで、県から児童相談所に係る事務や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、小中学校教職員の採用など、1,114件の事務が市へ移譲された。

## \* 13 地方分権改革の推進等による権限の拡大

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、法令の義務付け・枠付けの見直しが行われ、施設の設置基準などの一部が市の条例に委任されるとともに、地方公共団体への権限移譲がされた。

#### \* 1 4 さがみ縦貫道路

茅ヶ崎市から相模原市緑区を結ぶ、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の一部を構成する自動車専用道路。

平成25年度には中央自動車道及び東名高速道路間の本線が開通予定であり、新東名高速道路・新湘南バイパスなど含め、一体となった広域的・地域的交通の役割を担う。

なお、本市に設置される相模原愛川ICから海老名ICまでは平成24年度に開通が予定されており、相模原ICは平成26年度に開通が予定されている。

#### \* 1 5 ポテンシャル

潜在能力。潜在的に持っている可能性としての力のこと。

#### \* 1 6 相模総合補給廠の一部返還・共同使用

在日米陸軍の基地である相模総合補給廠は、JR横浜線の相模原駅から矢部駅の北側に位置しており、市民生活や計画的なまちづくりの大きな障害となっている。

平成18年5月、米軍再編の最終報告が日米両政府により合意され、相模原駅に近接する補給廠の一部・約17ha部分の返還と約35ha部分の共同使用が承認された。その後、一部返還(約17ha)については平成20年6月に、共同使用(約35ha)については平成24年6月に、それぞれ日米合同委員会で正式合意された。

#### \* 1 7 リニア中央新幹線の開通

東京都から大阪市に至る新幹線の整備計画路線。

東海旅客鉄道(JR東海)が平成26年度中に着工を予定している、東京 - 名古屋間で平成39年の先行開業を目指しており、東京都 - 大阪市の全線開業は平成57年の予定。

沿線9都府県(東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、奈良、大阪)にそれぞれ1駅ずつ、計9駅を設置することが予定されており、平成24年4月に知事・市長がJR東海に対して、本市内橋本駅周辺への駅の設置を要望した。

#### \* 1 8 東日本大震災

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖で発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震により引き起こされた大災害。最大震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、東北・関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が漏れ出す深刻な事態になった。

\* 19 超高齢社会

65歳以上の人口が総人口に占める割合が21%を超えた社会のこと。

市の予算における福祉・医療など扶助費<sup>\*5</sup>の増加や、孤独死問題に対する対応など課題が生じる。

\* 20 人口減少社会

出生数が死亡者数を下回り、総人口が減少状態にあること。

労働力人口(15歳以上の人口のうち、就業者と失業者の合計。学生や専業主婦などは除く。)の減少による、地域経済の成長に対するマイナスな影響やインフラ整備に係る市民一人当たりの負担の増加などの課題が生じる。

\* 21 市民

個人や地域団体、NPO、企業、大学などこれからの相模原のまちづくりを担う可能性をもつ全ての主体のこと。

NPO (Non Profit Organization) ...政府・自治体や私企業とは独立した存在として、  
営利を目的とせず、社会的な公益活動を行う組織・団体

\* 22 成長戦略

現在の社会情勢に適した政策を行い、市民サービスの向上等に資するため、施策や事業の選択と集中を行うことで、どのような領域に注力するのか、その方向性を明確にすること。

\* 23 新・相模原市総合計画

総合計画とは、地方公共団体が策定する計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画であり、地域づくりの最上位に位置付けられる財政計画で、長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。

相模原市では、平成22年3月に新・相模原市総合計画を策定した。

\* 24 首都圏南西部

首都圏とは、関東地方1都6県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県及び群馬県)と山梨県を含む地域を指し、本市は首都圏の南西部に位置する。

\* 25 市民協働推進条例

皆で担う市民社会の実現を目指して、基本理念、協働の基本原則、市民及び市の役割等について定めた「相模原市市民協働推進条例」を平成24年3月に制定した。

\* 2 6 施設の設置基準などの一部が条例に委任

地域の自主性及び自立性を高めることを目的とした、地方分権、地域主権改革が進められており、その一環である、地方分権一括法によって、法令の義務付け・枠付けの見直しが行われ、施設の設置基準などの一部が市の条例に委任されたもの

\* 2 7 スクラップ・アンド・ビルド

一般的には老朽化した建物・設備を一度廃棄し、又は取り壊して、その後最新鋭の技術などを生かした新しい設備などに建て替えることを指すが、行政においては、予算や組織の新設を行う場合、肥大化を防ぐために既存の予算や組織を廃止する場合に使われる。

\* 2 8 相模原市民間活力の活用に関する指針

効果的・効率的な行財政運営に取り組むため、市における行政の活動範囲を明確化し、関与する必要性がない公共サービス<sup>\*29</sup>については廃止を、廃止に至らない公共サービスについては最適な担い手(実施主体)の見直しを積極的に進める上での基本的なガイドラインとして平成19年3月に策定したもの

\* 2 9 公共サービス

市が市民に対して直接又は民間への出資を通して提供されるサービスを指す。この定義には、そのサービスが納税額に関わりなく市民全員に提供されるべきであるとの意義が含まれる。

\* 3 0 P P P ( 公 民 連 携 )

公共サービスの提供に当たり、行政主体(Public)によるサービスの提供から、そのサービスの受け手でもある民間(Private)の様々な構成体である企業、N P O、市民などと連携(Partnership)し、最少経費で最大効果のサービスを提供する手法

\* 3 1 大規模事業

本市では、市が事業主体である事業のうち、全体事業費が20億円以上の公共工事を対象に、当該事業の必要性、妥当性等について検証し、全体事業費が50億円以上の事業については、市民や専門家などの意見を聴いた上で対応方針を決定するとともに、一連の過程を公表することにより、意思形成過程の透明化を図り、市の説明責任を果たすことを目的として大規模事業評価を実施している。

\* 3 2 市民満足度

市民が市の施策事業について、どのくらい満足しているか、また、どのくらい重要と感じているかを示すもの

### \* 3 3 I C T

Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

### \* 3 4 市単独事業の扶助費

がん精密検査事業や災害援護事業(被災者見舞金)など、市が単独で行っている各種扶助に要する費用(生活保護法など各種法令に基づき支出する費用は除く。)

### \* 3 5 小田急多摩線

運輸政策審議会の答申第 1 8 号「東京圏における鉄道整備計画」(平成 1 2 年 1 月)において、小田急多摩線の唐木田駅から J R 横浜線・J R 相模線方面への延伸について、今後整備について検討すべき路線(B 路線)に位置付けられており、J R 横浜線の相模原駅に近接する相模総合補給廠の一部返還(約 1 7 ha)及び共同使用(約 3 5 ha)について、それぞれ日米合同委員会で正式合意されたことにより、小田急多摩線の延伸を取り巻く大きな課題の一つが解消され、延伸の実現性が高まってきている。

### \* 3 6 広域的な交通ネットワーク

都市機能の集積とともに産業の活性化を図り、活発な交流を促進するため、人やものが効率的に行き交う広域的な交通体系

### \* 3 7 シティセールス

都市としてのイメージや知名度を高めることで、都市の魅力や価値が高まり、「行きたい」、「暮らしたい」、「ビジネスをしたい」という連想をを起こさせることで、交流・定住人口の増加など、都市の活性化が図られることを目指し、相模原市が持つ様々な魅力(観光資源、文化、都市基盤等)を市内外に、効果的・戦略的に発信するための方策

### \* 3 8 都市ブランド

都市の魅力や認知度向上によって、都市自体が持つ良好なイメージ

### \* 3 9 P D C A マネジメントサイクル

典型的なマネジメントサイクルの 1 つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する。最後のactではcheckの結果から、最初のplanの内容について継続(定着)・修正・破棄のいずれかをして、次回のplanに結びつける。このプロセスを繰り返すことによって、施策や事業における質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法

## — 資料編 —

### \* 4 0 年少人口

0歳から14歳までの年齢の人口のこと。

### \* 4 1 高齢者人口

65歳以上の年齢の人口のこと。

### \* 4 2 生産年齢人口

15歳から64歳までの年齢の人口のこと。

### \* 4 3 完全失業率

労働者のなかで失業している者の割合を示す経済指標のこと。「完全失業者数 ÷ 労働力人口」

### \* 4 4 投資的経費

道路、学校や公園など将来に残る市の資産の整備に充てるために支出される経費

### \* 4 5 経常収支比率

市税など常に見込まれる収入と、人件費や公債費など常に支払う必要がある支出を比べたもの(経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源総額 × 100)

### \* 4 6 財政の硬直化

経常収支比率の数値が上昇すること。硬直化が進むと建設事業など投資的な事業の実施が困難になる。

### \* 4 7 建設事業債

学校、保育所、道路など施設の建設事業費及び土地の購入費の財源とするために借り入れる市債<sup>\*6</sup>

### \* 4 8 臨時財政対策債

国が普通交付税の総額を確保できない場合に割り当てられる市債<sup>\*6</sup>





潤水都市 さがみはら